

Abhisamācārika-Dharma 第4章訳註

古宇田 亮修

はじめに

Abhisamācārika-Dharma『威儀法』は、大衆部・説出世部(Mahā-sāṃghika-Lokottaravādin)の律典(Vinaya)の一部であり、梵文写本は1本のみによって今に伝えられている。大正大学綜合佛教研究所は、1998年にその写本の影印版を、西藏自治区文物管理委員会の承認のもと、中国民族図書館との学術交流事業の成果として出版した。出版に先立ち、研究所では比丘威儀法研究会を結成して種々の予備的研究を行い、その成果の一部は影印版の手引として添付された¹⁾。筆者は当研究会において、全7章からなる本書の第3章と第4章の転写作業を担当し、その作業から得られた成果の一部を「写本に関する覚書」として執筆した。その後、筆者はその転写テクストに基づいて第3章の訳註を発表した²⁾。

底本は筆者による転写テクスト³⁾であり、テクストの読み方を発表当時から変更した箇所に関しては隨時注記することとする。本文を引用する際に用いた記号は以下の通りである。

1. [] は写本にない文字を補ったことを表す。
2. <>は写本にある不要な文字を表す。
3. 誤写と思われる部分は下線で指摘し、直後の () 内にイタリックで正しいと思われる文字を表記した。

当写本の第1章⁴⁾、第2章⁵⁾、第6章⁶⁾については既に諸研究者によって和訳が発表されており、それらから多くを学ばせて戴いたことは誠に幸運であった。本章の第5節に関しては、G. Roth 博士による校訂とドイツ語訳⁷⁾が刊行されており、本稿作成に際し参考にさせて戴いた。また、研究会諸師より多数の御教示を頂戴することができたことは誠に幸甚であり、それなくしてこのような形に研究をまとめることができなかつたことは明白である。さらに、学会の席上において、辛嶋静志博士より

貴重な御教示を賜り、筆者の誤読を正して頂いた。これら諸先生方に対し、心より謝意を表する次第である。

1. 客比丘はこのようにふるまうべきである。
2. 居住比丘はこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた……詳細に因縁を説いてから……あるとき、6人で群をなしている大徳が門戸を固定したまま、精舎の後ろの中庭⁸⁾で、カラスのような声でしゃべりながら⁹⁾坐っていた。〔すると〕客比丘の一群がやってきて、門戸を開ける¹⁰⁾ことができなかつたので、〔門戸を〕壊して¹¹⁾〔中に〕入った。すると、その6人で群をなしている大徳は、客比丘を見て尋ねた—「大徳よ、どこから入ったのか?」と。〔客比丘は〕言った—「〔門戸を〕壊して入ったのである」と。すると〔6人で群をなしている比丘は〕言った—「大徳よ、汝らはそのように〔門戸を〕壊して精舎に入ったのか?」と。するとその客比丘は言った—「汝らは、このように門戸を固定したまま、精舎の後ろの中庭で、カラスのような声でしゃべりながら坐っていた」と。そして議論になった彼らは世尊のもとにやってきた。

世尊はおっしゃった—「まず、居住比丘が精舎の門戸を固定したまま、精舎の後ろの中庭で、カラスのような声でしゃべりながら坐っていることは許されない。〔また〕客比丘が〔門戸を〕壊して精舎に入ることも許されない。そうであるならば、客比丘はこのようにふるまうべきである。居住比丘はこのようにふるまうべきである。『客比丘はこのようにふるまうべきである』とはどういうことかというと、今まさに客比丘がやってきたならば、全員が〔門戸〕それぞれの¹²⁾鍵を用意すべきである。一人も鍵をもっていなければ、全員が律の違犯に当たる。一人でも鍵をもっていれば、全員無罪である。

次に、ある者が病気になった場合は、見捨てて去ってはならない。そのときは実に保護すべきである。衣鉢を持ってあげるべきである。衣鉢を持って、見えないところまで進んではならない。その時は実に、遠く

離れることなく進むべきである。姿の見えない随伴者¹³⁾によって奪われた、即ち「私の衣鉢は奪われてしまった」と〔思われない〕ようにすべきである。

進む者は〔次のように〕なすべきである。もしも、霧が出たならば、若い比丘が霧をかきわけながら先頭を進むべきである。もしも、虎¹⁴⁾や盜賊の恐れがあるならば、長老と童子を真ん中に入れて進むべきである。もしも盜賊が信仰の篤い者であるならば、長老が先頭を進むべきである—〔長老を〕見て信仰によって避けてくれるであろうから¹⁵⁾。村落もしくは都市の真ん中を進むべきである。¹⁶⁾ 都市のチエーティヤに対して右回りに廻ること、あるいは左回りに廻ることは許されない。その時は、実にまっすぐな道を進むべきである。道中において宿を求める場合は、2・3人の若い比丘が入るべきであり、先頭を進むべきである。足用の油や糖蜜水や拠り所(pratiśraya-)や朝食によって、サンガの安穏性を与えて下さい¹⁷⁾。彼らは、衣をまとって〔衣の〕留め紐¹⁸⁾を結び、呼びかけてから入るべきである。入って、懇願してから、サンガの快適さの享受を実現させるべきである。足用の油や非時食や朝食を乞うべきである。獲得物を拠り所と知るべきである。もしも、急流か、湖か、池か、井戸¹⁹⁾があるならば、そこで足を洗ってから、衣をまとて、互いに呼びかけてから入るべきである。そのとき、糖蜜水があるならば、そこで非時食をなしてから入るべきである—「これらの出家者は嗜好品を²⁰⁾楽しんでいる」と見られないように。荷物を背負っているならば、〔皆で〕分担して入るべきである。廃屋であるならば、呼びかけずに入っても無罪である。〔門戸が〕開かない場合、あるいは通り道が寸断されているならば、別の場所から入っても無罪である。

〔比丘たちの〕村落の住居がある場合は、そこに行くべきである。次に、アランヤの住居がある場合は、そこに行くべきである。僧伽藍に入る際は、池か、湖か、急流で足を洗ってから入るべきである。荷物を背負っているならば、〔皆で〕分担して入るべきである。チエーティヤを右回りに廻る際は、革履を脱いで、棒によって〔革履を〕持つて入るべ

きである。甲高い声・大きな声をあげて入ってはならない。居住比丘をからかいながら〔入っては〕ならない²¹⁾—「フー、ハ、ヘー、ここに〔汝らという〕木喰い虫が住んでいて穴を開けようとしている。ナンダナ、ウパナンダナよ、汝らは竜王であり、汝らはここで生まれ、ここで死ぬであろう。汝らは、ジャッカルが汝らの肉を食うであろうことを知っているよな²²⁾」と〔言って〕。居住比丘も〔客比丘を〕からかってはならない—「フー、ハ、ヘー、怒ることのない5年〔の沙弥の期間〕を経過したものよ」と傷つけるように〔言って〕。「お前は誰だ？ 雨安居はどこで過ごすのか？」と言ってはならない。「食事とは何のことだい。客がいないのだから、誰のために明日の食事やタルパナ²³⁾や朝食が〔必要なのか〕？」と言ってはならない。居住比丘は門を固定して、カラスのような声でしゃべりながら坐ってはならない。

次に〔精舎〕裏の中庭で泥仕事(mṛttikākarman-)をするときは、その目的のために、守園人か沙弥か留守番を勤めている者がいるならば、言うべきである—「門を見護りながら、坐っていなさい」と。さて、精舎〔の門戸〕が開いているならば、入るべきである。もしも〔門戸の〕鍵がかけられている場合は、鍵によって〔門を〕開けて入るべきである。僧伽藍を右回りに廻ってから来るべきである。比丘たちの座席が用意されているときは、そこに若者を〔坐らせ〕、そこに衣と敷布を置いて、瓶もしくは革履を置いてから、居住比丘に尋ねるべきである—『大徳よ、洗足器はどこですか？特別の水瓶はどこですか？普通の水瓶はどこですか？』と。もしも彼らが〔場所が〕告げたならば、洗足器で足を洗って、普通の水瓶の中で手を洗って、特別の水瓶の中で清めてから、チエーティヤを礼拝すべきである。チエーティヤを礼拝してから居住比丘のいる場所に行くべきである。〔居住比丘に〕近づいてから『礼拝いたします』と言うことはゆるされない。そのときは、実に『大徳よ、今まさに礼拝いたします』と言うべきである。居住比丘は、雨安居の住居を尋ねるべきである—『大徳よ、雨期はどこで過ごしますか？』と。もしも客比丘が年長であるならば、居住比丘は立ち上がって足に礼拝すべきである。

[そして] 座席を与えるべきである。次に、居住比丘が年長であるならば、ご機嫌いかがですかと言って²⁴⁾、 [先程と] 同様に行ってから、座席を与えるべきである。休息時間になったならば、尋ねるべきである—『大徳よ、雨期の間、この精舎で過ごしますか?』と。もしも『過ごします』と言ったならば、精舎を与えるべきである。寝台、椅子、敷物、四角い布・草の座・枕を与えるべきである。それらの客比丘によって居住比丘を罵り、ばかにすることは許されない—『大徳よ、へーへー、汝らはここに見捨てられ、傷つけられたまま²⁵⁾、住んでいる。汝らはジャッカルが汝らの肉を食うことを知っているよな?』と。そのときは実に喜ばせるべきであり、言うべきである—『大徳よ、清潔さが作られ、僧伽藍が整えられ、煙が焚かれ、良家の人々を帰依させ、午前中に足を洗って [油を] 塗り、灯火を点けて、寝床を設けて戻ってくるべきである』と。翌日になって早朝に起床し、食堂に入ることは許されない—『大徳よ、何ができたのですか? 何が料理されたのですか? 食事が置かれたのはどこですか?』と [言って]。そのときは、実に早朝に起床し、内衣をまとい、外衣をまとい、手を洗い、鉢を持って入るべきである。そのときその精舎において歓待食(anugraha-)もしくは非時食²⁶⁾があるならば、居住比丘は言うべきである—『大徳よ、乞食に入ってはいけません。この場で食べるべきです』と。さて [食事がある] ときは、客比丘に対して、施食を割り当てるべきである²⁷⁾。そのときは、食事を割り当てるべきである。そのとき、食事がないならば、居住比丘は言うべきである—『大徳よ、お待ちなさい²⁸⁾。同居人たちは乞食に入るところです』と。そうして同居人たちは [乞食に] 入るべきである。次に、客比丘が精舎に着いたときは、居住比丘が『オー、ハ、ヘー、5年の間、黄色い/青白い沙門を母・父に持った新入りよ²⁹⁾』と言うことは許されない。そのときは、実に客比丘に対して『いらっしゃいませ (ehi)』という歓迎の挨拶をすべきである—『いらっしゃいませ大徳よ。よく来ましたね、大徳よ。本当によくいらっしゃいました、大徳よ³⁰⁾。お疲れではないですか? 衰弱してはいないですか? 足をお洗い下さい。手をお

洗い下さい。水をお飲み下さい。休息して下さい』と〔言って〕。もしも朝食時にやってきたならば、朝食によって喜ばせるべきである。定刻（正式な食事の時間）にやってきたならば、〔正式な〕食事によって喜ばせるべきである。夕方にやってきたならば、非時食によって喜ばせるべきである。非時食を割り当てるべきである。寝台、椅子、敷物、四角い布・草の座・枕を割り当てるべきである。足に油を塗ることで喜ばせるべきである。さて、もしも翌日に外での食事もしくや歓待食があるならば言うべきである—『大徳よ、乞食に入ってはなりません。この場で食べるべきです』と。次に、食事がないときは、客比丘に施食を割り当てるべきである。次に、乞食者の場合には、〔即ち〕客比丘が乞食のために歩いて精舎にやって来たならば、もしも居住比丘の軟食か硬食か獸脂があるならば、客比丘に対して分配すべきである。さて、そのようなものすらない場合は、もしも乞食行で得た最も美味しい〔食べ物〕があるならば、〔それを〕客比丘に回すべきである。居住比丘は全てを説明すべきであり、言うべきである—『尊者たちよ、某の家に入ってはならない、即ち鉢を傾けること（=施食を受けないこと）を決定した家、〔即ち〕獰猛な犬〔のような人〕がいる家や、信仰のない家に』と。〔このように〕行動を説き示すべきである。

次に、アランヤの住居の場合は、居住比丘が門を固定して精舎の後ろの中庭においてカラスのような会話をしながら坐っていることは許されない。また、ライオンや虎や盜賊の恐れがあるときには、あるいは貪欲な比丘がいるときは、覆いや、塗装したり、また門戸の鍵をかけても無罪である。全員が托鉢地に入り、鍵をかけたとしても無罪である。一人を見張り人に任命すべきであり、言うべきである—『大徳よ、門戸を固定して、門屋の上に坐りなさい。もしも、とある客比丘がやってきたならば、門戸を開けなさい。それから〔再び〕門屋の上に坐るべきである』。もしも、とある客比丘がやってきたならば、彼らのために門戸を開けてやるべきである。居住比丘が退出するときに、〔別の〕居住比丘は言ってはならない—『大徳よ、この舟は解き放れた。出発した隊商は、

去るがよい。大徳よ、去ることは道の中の最上である』と。そのときは、実に元気づけるべきである—『大徳よ、お住み下さい。大徳よ、滞在して下さい』と〔言って〕。もしも仏塔の仕事のために来たならば、仏塔の仕事に就かせるべきである。サンガの仕事のために来たならば、サンガの仕事に就かせるべきである。仕事が終わった際に、とある隊商が出発するときは、それらの比丘を商人である隊商の長に預けて言うべきである—『ウパーサカよ、施主よ。これらの比丘たちは汝とともに進むであろう。これらの比丘は、汝に預けられたのです』。彼らが去る際には、旅行用の飯に関して³¹⁾ 不足があつてはならない。客比丘はこのようにふるまうべきである。〔このように〕 ふるまわないのであれば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

3. このように足に礼拝すべきである。

4. このように挨拶すべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。そのとき、ある一人の客比丘がやって來た。そのとき、彼と知り合いの年長比丘がいた。そして彼（年長比丘）は別の比丘と会話をしていた。すると、その客比丘は近づいて³²⁾、その居住比丘の足に礼拝した。彼は別のところに意識が行っており³³⁾、気がつかず、彼に挨拶しなかった。そして彼は挨拶せずに去ってしまった。その後、両者は出会った。その長老は客比丘に尋ねた—「大徳よ、いつ來たのか？」と。〔客比丘は〕 言った³⁴⁾—「かくかくの時です」と。彼は言った—「大徳よ、汝がかくかくの時にやつて來たとき、私の足に礼拝するために近寄つて來なかつただろう」と。すると彼は言った—「私は汝の足に礼拝しましたが、汝は私に挨拶しませんでした」と。すると彼は言った—「いつ、どのようにか？」と。すると彼は言った—「某日に、汝は某比丘と会話をしていました。そのとき、私は汝の足に礼拝いたしました」と。すると彼は言った—「大徳よ、汝は会話をしている人の足に礼拝したのだな」と。すると彼は言った—「汝は私が足に礼拝したのに、挨拶しなかった」と。議論になった彼らは世尊のもとにやってき

た。

世尊はおっしゃった—「まず、会話をしている居住比丘の足に客比丘が礼拝することは許されない。足に礼拝されている人が挨拶しないことも許されない。そうであるならば、このように足に礼拝すべきである。このように挨拶すべきである。『このように足に礼拝すべきである。このように挨拶すべきである』とはどういうことかというと、客比丘がやつて来たときに、彼と知り合いの比丘がいて、その比丘が他の比丘と会話をしていたならば、その時は、彼の足に礼拝することは許されない。あるいは、大便をしている時は、足に礼拝することは許されない。同様に、小便をしている時や、歯木を噛んでいる時や、沐浴している時や、一枚しか衣を着けていない時や、食事をしている時や、朝食をしている時や、二階に昇っている時や、急いで通り過ぎようとしている時は、足に礼拝することは許されない。泥仕事をしている時は……略……鉢を焼いている時や、衣を洗っている時や、染料/ウコンを煮ている時や³⁵⁾、衣を縫っている時や、[衣を] 染めている時や、[身体に] 油を塗っている時や³⁶⁾、足を洗っている時や、手を洗っている時や、チエーティヤを礼拝している時や、鉢を洗っている時や、お香を焚いている時や、眼に薬を塗っている時や、経本を読んでいる時や、経本を書いている時や、大便所に向かっている時や、裸の時や、一枚しか衣を着ていない時に [足に礼拝することは許されない]。さて、実に正常な状態で坐っているときは、彼に近づいて、頭によって足に礼拝すべきである。足指をつかんで³⁷⁾ 礼拝すべきである。暗いときには、声を出して教授している人や、内衣を着ている人や、外衣を着ている人や、急いで通り過ぎようとしている人の [足に礼拝することは許されない]。身体を衣で覆ったまま [足に礼拝することは] 許されない。手をだらりとさげたまま [足に礼拝することは] 許されない。革履を履いたまま、敬意を表することは許されない。膝もしくは臍に対して礼拝することは許されない。そのときは実に足を礼拝すべきである。足を礼拝しながら、何か腫れ物か、瘡か、小腫がないかを知るべきである。強く圧迫してはならない。そのときは実に礼拝

する足に痛みがないように礼拝すべきである。足を礼拝された人は羊のように坐ってはいけない。そのときは実に挨拶すべきである—『よく来ましたね、大徳よ。ご自愛下さい、大徳よ、お疲れではないですか？ 疲弊してはいませんか？ 足をお洗い下さい。手をお洗い下さい。休息して下さい』と。もし朝食時にやって来たら、朝食によって喜ばせるべきである。定刻（正式な食事の時間）にやって来たら、食事によって喜ばせるべきである。夕方にやって来たら、非時食によって喜ばせるべきである。もしも〔寝る〕場所を欲するならば、衣鉢をしまうべきである。精舎を割り当てるべきである。『別の場所に行くであろう』と言って去ろうと欲する者には、『行ってらっしゃいませ』と言うべきである。このように足に礼拝すべきである。このように挨拶をすべきである。〔このように〕ふるまわないのであれば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

5. このように呼びかけるべきである。このように話すべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた……詳細に因縁を説いてから……あるとき、6人で群をなしているかの大徳たちは家庭内の言葉で話していく—「母ちゃん(ambe)，おつ母(atte)，旦那さん(bhāva)，愛する者よ(bhattr̥a)，父よ(tāta)，おいおい(hamgho)，ヘーヘーホー(he he ho)，なんて言った(kim bhaṇasi)」と。比丘たちはこの問題点を世尊に説明した。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしている者たちを呼んで来て下さい」と。そして、彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「実際に、6人で群をなしている者たちよ、汝らはこのように家庭内の言葉で話しているのか？」—『母ちゃん，おつ母，旦那さん，愛する者よ，父ちゃん，おいおい，ヘーヘーホー，なんて言った』と。彼らは言った—「おっしゃる通りです、世尊よ」と。世尊はおっしゃった—「汝らはこのように家庭内の言葉で話している。そうであるならば、家庭内の言葉で話すことは許されない。そうであるならば、挨拶すべきである」と。正しい時・機会・時間を知る大徳ウパーリは世尊に近づいて尋ねた—「世尊よ、

若い比丘は長老の比丘にどのように呼びかけるべきですか？」と。世尊はおっしゃった—「聖人よ(ārya), 尊者よ(bhante), 大徳よ(āyuṣman) [と呼びかけよ]」と。すると長老は世尊に尋ねた—「世尊よ, 長老の比丘は若い比丘にどのように呼びかけるべきですか」と。世尊はおっしゃった—「名前か, 種姓(gotra-)か, 雨期の住居(varṣāgra-)によってである。比丘が自分の和尚もしくは師匠に呼びかけるときは, 『おいおい, ハーへー』という家庭内の言葉で呼びかけることは許されない。そのときは, 実に名前もしくは種姓によって呼びかけるべきである。それゆえに『ハー, なんて言った』という家庭内の言葉で話すことは許されない。そのときは, 実に言うべきである—『和尚・師匠に敬礼いたします。何を命じましたか。何をいたしましょうか』と。長老が【若い比丘を】呼ぶときは, 『ハー』と言うことは許されない。そのときは実に言うべきである—『高貴な人よ。尊者よ。大徳よ。何を命じましたか。何をいたしましょうか』と。比丘が母か父か姉妹を呼ぼうと欲するならば, 『母ちゃん, おっ母, 愛する者よ』と呼ぶことは許されない。そのときは『親族よ(sālohitē)』と呼ぶべきである。次に, 比丘が父か姉妹を呼ぶときは, 『ハー, なんて言った』と言うことは許されない。そのときは実に言うべきである—『親族よ, 何を命じましたか。何をいたしましょうか』と。比丘が在家信者か, 施主か, 精舎の持ち主に呼びかけるときは, 『母ちゃん, おっ母, 愛する者よ』と【言うことは】許されない。そのときは, 実に『在家信者よ, 施主よ, 精舎の持ち主よ』と呼びかけるべきである。比丘が在家信者か施主に呼びかけようと欲するならば, 『旦那さん, 愛する者よ, 大徳よ』と【言うこと】は許されない。そのときは実に『施主よ』と【呼びかけるべきである】。比丘が彼らに呼びかけるときは, 『ハー, なんて言った』と言うことは許されない。そのときは実に言うべきである—『親族よ, 何を命じましたか。何をいたしましょうか』と。彼らがこれら家庭内の言葉で呼びかけたり話したりするならば, 律の違犯に当たる。もしも年上の女性もしくは男性がいる際には, 『母・父』という言葉で呼びかけてはならない。『老賢(mahallaka-)よ』もしくは

『老賢婦人(mahallakā-)よ』と言うべきである。次に、誰かが『汝の和尚は誰ですか？』『汝の師匠は誰ですか？』と尋ねてきたら、『師匠は誰々です。和尚は誰々です』と言ってはならない。そのときは実に言うべきである—『目的のために名前を挙げます。私の和尚は誰々です。私の師匠は誰々です』と。このように³⁸⁾呼びかけるべきである。このように話すべきである。[このように] ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

6. クシャトリヤの集団には、このように近づくべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた……詳細に因縁を説いてから……クシャトリヤの集団が集まって仕事をしようとしていた。そのとき大徳であるナンダナとウパナンダナが近づいて、彼らの間に坐った。彼らは、坐っている者たちによって仕事をすることができなかった。彼らは不満を述べた—『見よ、我々は集まって仕事をしようとしているのに、この沙門たちは近づいてきて間に坐ってしまった。沙門としての誇りは堕落し、消滅して、どこに行ってしまったのであろうか』と。比丘たちはこれを聞いた。[そして] 比丘たちは世尊に説明した。世尊はおっしゃった—「ナンダナとウパナンダナを呼んで来なさい」と。そして彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「ナンダナ、ウパナンダナよ。実際にこのようにクシャトリヤの集団が仕事をしようとしているとき、汝らは近づいて行って、彼らの間に坐ったので、彼らは坐っている汝らによって、仕事をすることができなかった。彼らは不満を述べた—『見よ、我々は集まって仕事をしようとしているのに、この沙門たちは近づいてきて間に坐ってしまった。沙門としての誇りは堕落し、消滅して、どこに行ってしまったのであろうか』と。[以上のことは] 本当か？」と。彼らは言った—「おっしゃる通りです、世尊よ」と。世尊はおっしゃった—「そうであるならば、このようにクシャトリヤの集団が何か仕事をしようとしている時に、使いの者(gatāgata-)が近づくことは許されない。そのときは実に、そこに年長のクシャトリヤがいたならば、[彼らに] 近づい

て言うべきである—『具寿者よ、クシャトリヤの集団にこの用事を持つてまいりました』と。もしも彼らが『尊者よ、持つて来ることなけれ』と言ったならば、持つていくことは許されない。そのとき『持つて来なさい』と言ったならば、持つていくべきである。傘をさして、革履を履いたままクシャトリヤの集団に近づくことは許されない。そのときは実際に片隅に傘を置き、革履を脱いでから【用事を】持つていくべきである。

【傘を】視界の範囲に置いてはならない。そのときは実に前もって【片隅に】置くべきである。視界内に入ってから言つてはならない—『こんにちは、貴人よ。こんにちは、聖者よ』と。そのときは実に、『ご機嫌いかがですか』と言って、与えられた座席に坐るべきである。座席において誹謗法を適用する（=公然と非難する）こと³⁹⁾は許されない。彼らが非難することは許されない—『クシャトリヤは【今は】幸せでも、かつては地獄に苦しむ者(nairayika-)であった』と【言って】。そのときは実際に言うべきである—『汝ら、クシャトリヤというものは、最初にして最古のヴァルナである。2種の家系によって如来、應供、正等覺は生まれる。クシャトリヤの家系とブラーフマナの家系において、2つの輪、即ち法輪と力輪(balacakra-)がある。私は汝が利益を受け取ることによって、保護・防御・守護の故に、幸福と安穩を⁴⁰⁾楽しみます』と。用事を済ませたら、座席から立ち上がって去るべきである。クシャトリヤの集団に対しては、このように近づくべきである。【このように】ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

7. ブラーフマナの集団には、このように近づくべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた……詳細に因縁を説いてから……ある時、ブラーフマナの集団が集まって仕事をしようとしていた。そのとき、大徳であるナンダナとウパナンダナが近づいて【彼らの】間に坐った。彼らは坐っている者たちによって仕事をすることができなかった。彼らは不満を述べた—「我々はまず仕事をしようとして坐っているのに、この沙門たちが近づいてきて、【我々の】間に坐ってしまった。沙門と

しての誇りは消滅し、墮落し、どこにいったのであろうか？」と。この問題点を比丘たちは聞いた。比丘たちは世尊に説明した。世尊はおっしゃった—「ナンダナとウパナンダナを呼んで来なさい」と。そして彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「ナンダナ、ウパナンダナよ。このようにブラーフマナの集団が集まって仕事をしようとしているとき、汝らが彼らに近づいて間に坐ってしまった。すると、坐っている汝らによって彼らは仕事をすることができなかった。彼らは不満を述べた—『見よ、我々はまず坐って仕事をしようとしているのに、これらの沙門たちが近づいてきて [我々の] 間に坐ってしまった。沙門としての誇りは消滅し、墮落し、どこにいったのであろうか?』と。[以上の事は] 本當か?』と。彼らは言った—「おっしゃる通りです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「比丘たちよ、人々が不満を述べるのもっともである。そうであるならば、ブラーフマナの集団にはこのように近づくべきである。『ブラーフマナの集団にはこのように近づくべきである』とはどういうことかというと、ブラーフマナの集団において比丘が何か用事があるならば、使いの者がブラーフマナの集団に近づくことは許されない。そのとき、実に年長のブラーフマナがいたならば、まず [彼に] 近づくべきである—『具寿者よ、ブラーフマナの集団にある用事を持つてまいりました』と [言って]。もしも『尊者よ、持つて來ることのないよう』と言ったならば、持つてゆくことは許されない。もしも『持つて來なさい』と言ったならば、持つてゆくべきである。そのとき、傘をさして、革履を履いたままブラーフマナの集団に近づくことは許されない。そのときは実に、傘と革履を片隅に置いて、ブラーフマナの集団に近づくべきである。視界の範囲内に置いてはならない。そのときは実に前もって置くべきである。視界に入ってから『ここにちは、貴人よ。ここにちは、尊者よ』と言ってはならない。そのときは実に『ご機嫌いかがですか』と言って、獲得した座席に坐るべきである。座席について誹謗法を適用することは許されない。そのときは実に与えられた座席に坐るべきである。彼らが非難することは許されない—『傲慢さによって

害された人は、この世に、鶏、豚、犬、ジャッカル、第5に鼠、第6に地獄人(niraya-)として再生する』と。そのときは実に言うべきである—『汝らブラーフマナというものは最初のヴァルナにして最古のヴァルナであり、最上のヴァルナである。2種の家系から、如来・應供・正等覚は世に生まれる。クシャトリヤの家系かブラーフマナの家系において……⁴¹⁾』と。このように用事を済ましたら、去るべきである。ブラーフマナの集団に対してはこのようにふるまうべきである。[このように] ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

8. 家長の集団には、このように近づくべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。ある時、家長の集団が集まって仕事をしようとしていた。[そのとき] 大徳であるナンダナとウパナンダナがやって来て、彼らの間に坐ってしまった。彼らは坐っている者たちのために仕事をすることができなかった。彼らは不満を述べた—「見よ、我々はまず集まって仕事をしようとしているのに、これらの沙門たちがやって来て [我々の] 間に坐ってしまった。沙門としての誇りは消滅し、墮落し、どこにいったのであろうか？」と。この問題点を比丘たちは聞いた。比丘たちは世尊に説明した。世尊はおっしゃった—「ナンダナとウパナンダナを呼んで来なさい」と。彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「ナンダナ、ウパナンダナよ、このように家長の集団が集まって仕事をしようとしている」と。これら全てを世尊は詳細に繰り返した—「…… [家長の集団は言った—] 『見よ、我々はまず集まって仕事をしようとしているのに、これらの沙門たちがやって来て [我々の] 間に坐ってしまった。沙門としての誇りは消滅し、墮落し、どこにいったのであろうか?』と」と。彼らは言った—「おっしゃる通りです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、家長の集団にはこのように近づくべきである。『家長の集団にはこのように近づくべきである』とはどういうことかというと、家長の集団において比丘が何か用事がある場合は、使いの者が近づくことは許されない。そのとき、そこに年長

の家長がいるならば、まず許しを受けるべきであり、[それから] 言うべきである—『具寿者よ、家長の集団に持つて行くある用事があります。持つて行つてはいけないでしようか?』と。もしも『尊者よ、持つて来ないように』と言つたならば、持つてゆくことは許されない。もしも『持つて来なさい』と言つたならば、持つてゆくべきである。傘をさして、革履を履いたまま家長の集団に近づくことは許されない。そのときは、実に片隅に傘と革履を置いてから、家長の集団に近づくべきである。視界の範囲内に置いてはならない。そのときは実にあらかじめ置いておくべきである。視界に入ってから『こんにちは、貴人よ。こんにちは、尊者よ』と言ってはならない。そのときは実に『ご機嫌いかがですか』と言ってから、獲得した座席に坐るべきである。罵ったり非難したりすることは許されない—『汝ら家長の集団は、偽りの秤・偽りの棹尺によつて世間の人々から日々盗み続けている』と。そのときは実に言うべきである—

『家を持つ人と持たない人の両者は互いに依存して共和する⁴²⁾と、正しく覚られた正法は説かれた。

家を持つ人は家を持たない人に⁴³⁾謝礼として国土を施与する。

家を持たない人は、娯楽を抑制して、受け取る。

法輪は供養の輪に拋つて回転する』と』 [と]⁴⁴⁾。

そして、世尊によって言われた—「比丘たちよ、勤勉なるブーラーマナの家長たちは、汝らが到着したとき、衣・施食・寝具・疲労回復薬という生活必需品をもつて〔出迎える〕。汝らはそれに拋つて如来に至る梵行を実践した。大洪水から逃れるために一切の物は〔存在する〕と考えて、〔法輪を〕回転させるべきである。このように用事を済ませたら、去るべきである。このように家長の集団に近づくべきである。〔このように〕ふるまわないのであらば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

9. 異教徒の集団には、このように近づくべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。そのとき、異教徒の集団が集まつ

て仕事をしようとしていた。そのとき大徳であるナンダナとウパナンダナが彼らに近づいて、間に坐ってしまった。そのとき、彼らは坐っている者たちのために仕事をすることができなかつた。彼らは不満を述べた—「見よ、実に我々は集まって仕事をしようとしているのに、この沙門たちがやって来て〔我々の〕間に坐ってしまった。沙門としての誇りは消滅し、堕落し、どこにいったのであろうか？」と。この問題点を比丘たちは聞いた。比丘たちは世尊に説明した。世尊はおっしゃった—「ナンダナとウパナンダナを呼んで来なさい」と。彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「ナンダナ、ウパナンダナよ。このように、異教徒の集団が集まって仕事をしようとしているのに、汝らは近づいて彼らの間に坐ってしまった」と。これら全てを世尊は詳細に繰り返した—「『沙門としての誇りは消滅し、堕落し、どこにいったのであろうか？』と。〔以上の事は〕本当か」と。彼らは言った—「おっしゃる通りです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、異教徒の集団には、このように近づくべきである。比丘が異教徒の集団において何か用事があるならば、比丘によって使いの者を異教徒の集団に近づかせることは許されない。そのときは實にあらかじめ〔異教徒の集団の〕長老に許しを受けるべきである。言うべきである—『大徳よ、私には、異教徒の集団に持つて行くある用事があります。持つて行つてはいけないでしょか？』と。もしも〔彼らが〕『持つて來ないように』と言つたならば、持つて行くことは許されない。彼らが『持つて來なさい』と言つたならば、〔用事を〕持つて行くべきである。座席に関して誹謗法を適用することは許されない。得られた座席に坐るべきである。罵ったり、悪口を言つることは許されない—『信仰のない異教徒よ。無恥なる(ahrika-)異教徒よ。罪を犯しても恥じない(anotrāpin-)異教徒よ。誤った見方をもつ異教徒よ。怠惰で、能力に欠けた異教徒よ。頭の悪い(duḥprajña-)異教徒よ』と。そのときは實に言うべきである—『あらゆる修行者によって一度たりとも非難されることなく⁴⁵⁾、三明を獲得し、多聞である。賞賛に

値する人を賞賛いたします。彼らの美德は言葉によって汚されない』と。言うべきである—『家の特徴を捨てることはなし難く、生活の抑制もなし難く、アランヤに住むこともなし難い』と。このように用事を済ませたら去るべきである。異教徒の集団には、このように近づくべきである。[このように] ふるまわないと、威儀に関する法に違反することとなる」と。

10. 聖人（僧侶）の集団には、このように近づくべきである。

世尊は舍衛城に住していた。[世尊はおっしゃった—] 「そのとき、聖人の集団において比丘が用事があるならば、使いの者は最長老に近づいてはならない。そのときは実に前もって和尚もしくは師匠に声をかけてから言うべきである—『和尚、師匠よ、私には、サンガの間に持つて行く用事があります。持つて行ってはいけないでしょうか？』と。和尚もしくは師匠は知るべきである—もしも、ウスレーナカ⁴⁶⁾、高慢な者、悪事に巧みな者、自己主張に巧みな者⁴⁷⁾、口論をふっかける者、論難する者、話好きな者、裁判官が[来た]ならば、彼らに言うべきである—『持つて来ないように』と。もしも、立派で、美德をもち、謙虚で、学習意欲があり、素直で、高慢でなく、移り気でない人が[来た]ならば、尋ねるべきである—『何の用事でしょうか？』と。彼は言う—『かくかくです』と。[和尚もしくは師匠は] 知るべきである。もしも、それが受け入れ難いことであれば、言うべきである—『持つて来ないように』と。次に、それが受け入れられることであれば、言うべきである—『持つて来なさい』と。[そのときは] 持つて行くべきである。近づいて、長老以下の全員に敬礼すべきである。もしも年長の人がいるならば、最長老に近づいてから、サンガの長老に尋ねるべきである—『私のかくかくの用事を述べます』と[言って]。サンガの長老は知るべきである。もしもそれが受け入れ難いことであり、口論をふっかける者、論難する者、話好きな者、裁判官が[来た]ならば、言うべきである—『話さないように』と。なぜかというと、完全に一緒に暮らし、和合し、口論す

ることなく、同一の教えを奉じ、乳水のようになり⁴⁸⁾、師の教え〔とい
う灯明を〕灯し続け、幸福と安穏を楽しんでいる比丘たちに、汝は、口
論や論争を引き起こし、鬭争・訴訟をもたらし、激しい鬭争を起こすの
であるから。〔それゆえ〕『話さないように』と〔言うべきである〕。
もしもそれが受け入れられることであり、〔彼が〕美德を持ち、学習意
欲があり、謙虚であり、高慢でなく、動搖することなく、寡黙であり、
傲慢でなく、粗暴な言葉を用いないならば、サンガの長老は話すべきで
ある—『大徳よ、法のままに、律のままに、師の教えのままに話しなさい』と。それによって、サンガの間での用事を告げるべきである。サン
ガによって、法によって、律によって、師の教えによって、その用事を
済ますべきである。済ませてから、その比丘に尋ねるべきである—『大
徳よ、この用事は済みましたか?』と。もしも彼が『済みました』と言つ
たならば、言うべきである—『大徳よ、汝は、全サンガによってこの用
事が全て済まされたので、再び〔本来の〕仕事を再開するがよい⁴⁹⁾。再
びかの⁵⁰⁾集団に戻るがよい。サンガは汝をさらに観察するであろう』と。
目的を果たしたなら、去るべきである。聖人の集団にはこのように近づ
くべきである。〔このように〕ふるまわないならば、威儀に関する法に
違反することとなる」と。

ウダーナ [一覧]

1. このように客比丘はふるまうべきである。
2. このように居住比丘はふるまうべきである。
3. このように足に礼拝すべきである。
4. このように挨拶すべきである。
5. このように呼びかけるべきである。このように話すべきである。
6. クシャトリヤの集団には、このように近づくべきである。
7. ブラーフマナの集団には、このように近づくべきである。
8. 家長の集団には、このように近づくべきである。
9. 異教徒の集団には、このように近づくべきである。
10. 聖人の集団には、このように近づくべきである。 第四章 [完]

略号

- AMgD** *An Illustrated Ardha-Māgadhi Dictionary*, Tokyo, 1977.
- BhiV** G. Roth : *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970.
- BHSD** F. Edgerton : *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, New Haven, 1953.
- BHSG** F. Edgerton : *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar*, New Haven, 1953.
- Ch** 「大正新脩大藏經」(*The Tripitaka in Chinese*), 1926, vol. 32.
- Cone** Margaret Cone : *A Dictionary of Pāli*, pt I, Oxford, 2001.
- Dhātupāṭha** Dhātupāṭha (in O. Böhtlingk : *Pānini's Grammatik*), Leiptiz, 1887.
- J** B. Jinānanda : *Abhisamācārikā*, Patna, 1969.
- Monier** Monier Williams : *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford, 1899.
- Ms** *The Facsimile Edition of the Abhisamācārika-Dharma of the Mahāsāṃghika-Lokottaravādin*, Taishō University, 1998.
- Mvy** R. Sakaki (ed.) : *Mahāvyutpatti*, Kyoto, 1926.
- Nipponica** Super Nipponica 2001 Light Edition, 小学館, 2000.
- Oguibénine** Boris Oguibénine : Materials for the Lexicography of Buddhist Sanskrit of the Mahāsāṃghika-Lokkotravādins (I), 「中央學術研究所紀要」, No. 31, 2002, pp. 44-92.
- PSM** *Pāia-Sadda-Mahāṇava (A Comprehensive Prakrit-Hindi Dictionary)*, Delhi, 1986.
- 『手引』 比丘威儀法研究会編：『『大衆部説出世部律・比丘威儀法』梵文写本影印版手引』，大正大学綜合佛教研究所，1998。

(綜合佛教研究所 研究員)

註

- 1) 「手引」。その後、第5～7章の転写テキストも刊行した（「大正大学綜合佛教研究所年報」, 21号, 1999所収. 第1～4章の正誤表も含む）。また、鈴木晃信氏はコンピュータを用いて単語リストを作成した。これらは、2003年8月現在、綜合佛教研究所のホームページよりダウンロードが可能である (<http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu/AsDhIndE.htm>)。
- 2) 拙稿：「*Abhisamācārika-Dharma*第3章訳註」（「北條賢三博士古稀記念論文集」2003所収）。
- 3) 「手引」, pp.114-129.

- 4) 西村実則, 「大衆部・説出世部の僧院生活：「アビサマーチャーリカ」1～3（和訳）」（『斎藤昭俊教授古稀記念論文集』, 2000所収）, 「同(2)」（『石上善應教授古稀記念論文集』, 2001所収）, 「同(3)」（『大正大學紀要（人間學部・文學部）』第86号, 2001所収）, 「同(4)」（『櫻部建博士喜寿記念論集』, 2002所収）.
- 5) 吉澤秀知, 「『*Abhisamācārikā*』第2章(1～3)試訳」（『大正大学大学院研究論集』, 第26号, 2002所収）, 「同(4～7)試訳」（『佐藤良純教授古稀記念論文集』, 2003, 掲載予定）, 「同(8～9)試訳」（『大正大学大学院研究論集』, 第28号, 2004, 掲載予定）この他にも, 米澤嘉康氏による第2章と第5章前半の翻訳, 前田崇氏による第7章前半の翻訳も参照させて戴いた。
- 6) 松濤泰雄, 「「比丘威儀法」第六章試訳」（『石上善應教授古稀記念論文集』2001所収）.
- 7) Gustav Roth : Von Māgadī haṁgho Zu Bengali hāṁ go, in *Beiträge zur Indienforschung. E. Waldschmidt zum 80. Geburtstag gewidmet*, Berlin, 1977, pp. 424-430 (repr. in *Selected Papers* pp.183-193).
- 8) vastuke. BHSD. s. v. *vastu*- 'site, place'の意に解したが, 僧院の一部と考えられるので, 「中庭」という訳語を採用した。
- 9) kākavāhaṁ bhamjantam. G. Roth の解釈に従う (BhiV. p. 289-290 f.n. 5 "being engaged in the cries of Crows" i.e. in "gossiping") .
- 10) yāvanti. Jyu- の3類yuyotilに 'to detach, separate' という意味があるので, その意味に解したが, 語形的には問題がある。
- 11) okkhandiyānaṁ. Skt ava/khanḍ-'to break into pieces' (Monier)と同語源と解した。
- 12) pādiप(ya)kkapādiyakakāni. PSM. s. v. pādiyakka- によると, Aupapātikasūtraに現れる語形で, pādiekka- 'hara eka' に等しいという. Cf. Pāli pātiyekka-.
- 13) parijāne[na]. Skt parijana-と同語源と解した。
- 14) テクストを訂正. vyāda(ghra)bhayam. 写本のまま（「蛇」）でも解釈することは不可能ではないが, 平行箇所により (Ms. 2a5, 3a3, 4a3, 26b7) 訂正した。
- 15) avivarjitā gacchemu. 文脈からしてavivarjitāをvivarjitāの誤伝と考えて読む. 主語を長老ととれば, 「〔盜賊を〕見て信仰によって退くことなく進むように」と訳せないこともないが, それでは前文が意味をなさなくなる。
- 16) テクストには, この前に'bhatati'の語があるが, 'bhatati'だけでは意味をなさないので筆記者の誤りにより数語脱落していると考えられる. 原本には例えば, 「都市にチエーティヤがある場合は」 (yadi dāni nagare cetiyam bhavati) というような文があったと推測される。

(34)

- 17) upadahatha. Cf. Cone, s. v. upadahati.
- 18) gaṇṭhipāsaka-. Ch. 507b20 去者當衣鉤紐. Cf. 松濤泰雄, 前掲論文, n. (5).
- 19) udupāna-. Pāli udapāna-と同語源と解した.
- 20) samā<ma>payi. sam/āp-のCausativeから作られた名詞samāpayin-「満足させる物, 嗜好品」を想定したが, 辞書に記載なく, 裏付けを必要とする.
- 21) テクストを訂正. J. と同じく [praveṣṭavyam] を補う.
- 22) テクストを訂正. jātā(nā)te śṛgālāye tumbhāṇam māṇsāni khādiṣyanti. śṛgālāyeは(BHSGにはこの変化は載っていないが) Nom. pl. と解した.
- 23) テクストの切り方を訂正. bhakta tarpaṇam. Mvy. 5752-5753により, 別の物と考えて訳したが, tarpaṇa- (字義は「腹を満たす物」) が具体的に何を指しているかは不明. BHSDには, 'dough' (生パン) という訳語もある.
- 24) ārogyāpiya. Cf. BHSD s. v. ārogyayati.
- 25) vaṣṭā. /vaś- 'to hurt, strike, kill' のppt.と見なす. Cf. Dhātupāṭha. xvii, 40.
- 26) テクストを訂正. vihāra(kāla)kaṇī vā bhakta.
- 27) テクストを訂正. atha dāni [bhaktakāni] bhavati. J. は[bhaktakāni na]と補う.
- 28) āgametha. Cf. Oguibénine, pp. 56-57.
- 29) テクストの読みを修正. nā(na)vā pañcavarṣika-umpa(upam)dukka<m>-śramaṇamātāprajātā. upamdukkka-はPāli uppanḍuka-と同語源と考えた. nāvā 「舟」では意味不明なので訂正した. テクストを訂正して訳したが, 尚, 不明な点が残る.
- 30) anurāgatam という語については, Cf. BHSD s.v. anurāgataṁ; BHSG §4.63.
- 31) テクストの切り方を修正. pathyadane na. pathyadaneはJ. pathyodanenaのように, pathi-odana- (Cf. Ch. 粮食) の意味に解したが, Loc. に採った.
- 32) テクストの切り方を修正. alliya tasya.
- 33) テクストの切り方を修正. anyavijñānasamaṇmī. samamī-の意味・語形は不明であるので, この訳に確証はない.
- 34) テクストを訂正. āgatasya āhā-r-eca(va)cciro evacciro ca. āgatasyaは前の文に属するものとみなした.
- 35) テクストを訂正. rājanikā patha(ca)ntasya. ウコンの根茎は衣の染料の原材料であり,これを煮ることによって, 染料を作っていたものと考えられる. Cf. Ch. 510b14 煮染; Nipponica, s. v. ウコン, ターメリック.
- 36) テクストを再度訂正 (第5~7章の転写テクストの最後に付した正誤表,p.156,下から6行目の訂正を再度直した). cca(te)llaparikarmmam. tella-はtaila-のprakrit形と考

えた。 Cf. AMgD, s. v. tella-; PTSD, s.v. tela-; Ch. 510b14-15 油塗身。

- 37) karkaṭagrāhikāye. karkaṭa-の意味は「蟹」であるが、蟹のハサミから「足の指」という意味が生じたものと推測した。
- 38) J.に従って, [evam]を補う。
- 39) kṣipā(yā)darmmam āpadayitum. See Ms. 29a5, 30a3. Cf. Cone s. v. khīyadhamma-.
- 40) paya(phā)su<kha>ñ.
- 41) 以下、6節におけるのと同じ文言を述べると考えられるので、ここでは省略されないとみなした。
- 42) J.に従ってテクストを訂正. ārāga(dha)yanti.
- 43) テクストを訂正. sāgārā [rā]ṣṭram na(*anā*)gārāñām.
- 44) ここまでで、いったん文章が終わっていると考えられる。
- 45) テクストの切り方を訂正. sarvvāśramiñā nopavāde kādāci.
- 46) usreṇaka-. 語形・意味共に不明。
- 47) abhinihārakuśala-. Cf. BHSD. s.v. abhinirhāra. この文におけるabhinihāra-の意味は不明であり、研究の余地が残されていよう。「引き出すこと」という意味から、「(自分の心を)押し出すこと」>「自己主張」という意味に用いられたと推測した。いずれにせよ、悪い意味で用いられているものと考えられる。 Pāli文献(Mūla)では, samādhismim abhi^oが18例, samādhissa abhi^o が3例存し, samādhi-に関連して用いられているが、ここでは、そのように採らなかった。
- 48) kṣirodakibhūta-. 皆で仲良くやる(和合する)ことを、水と牛乳がよく混ざり合う様に喻えた表現。 Cf. Cone, khīrodaibhūta-.
- 49) utkhoṭayasi. Cf. Cone, s.v. ukkoṭeti
- 50) cāsmi. ca+ asminの意味に解した。

長澤 昌幸：託何研究の動向と今後の課題

長倉 信祐：湛然の禅宗批判再考 —— 荷沢神会の

北宗排撃をめぐつて —

○二月十八日（水）

・第七回公開講義

「写本より見た摩訶僧祇律について —十誦律との
関係より」

トウルファン出土梵語辞典

ゲッティンゲン学院研究員 鄭 慎一

○三月八日（月）

・総合佛教研究所第三回運営協議会

平成十六年三月十五日 印刷
平成十六年三月二十日 発行

大正大学総合佛教研究所年報 第二十六号

編集 大正大学総合佛教研究所
発行人 高橋尚夫

東京都豊島区西巣鴨三丁目二〇番一号

印刷所 有限会社 立花印刷
東京都文京区大塚五丁目四〇番五号

東京都豊島区西巣鴨三丁目二〇番一号

発行所 大正大学総合佛教研究所

電話 (三九一八) 七三二一一番(代表)